**[笠松町公共用地境界確定申請の注意事項]**

１　代理人による申請の場合は、土地所有者の委任状を添付してください。

２　申請後、申請者側にて一定範囲の事前測量をおこない、別紙現況実測平面図（例）と同等レベルで検討図を作成のうえ提出してください。その図面をもとに、立会に向けての事前打ち合わせをおこないます。

３　境界確認が速やかに行えるように、関係する境界杭を事前に探しておいてください。

４　隣接地所有者等への立会の依頼は、申請者（代理人）にておこなってください。また、前面道路が４ｍ未満の場合は対側地土地所有者等の立会も必要です。

５　境界の確認が得られ協議が成立したときは、確定測量図と任意様式により境界確認承諾書を４週間以内に提出してください。また、境界確認承諾書が原本でない場合は原本証明をお願いします。また、前面道路が４ｍ未満の場合の対側地土地所有者等の境界確認承諾書は別途提出してください。

６　境界についての証明書が必要な場合は、任意様式の証明願に確定測量図（証明箇所を朱書）を添付し２部提出してください。また、証明願と確定測量図に割印（職印）をしてください。

７　その他、不明な点については下記にお問い合わせください。

　　　笠松町役場　建設部　建設課

　　　　　電話　０５８－３８８－１１１７

　　　　　FAX　０５８－３８７－５８１６

　　　　　メール　kensetsu@town.kasamatsu.lg.jp